

<p>地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年1月7日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターサンコー唐津店 唐津市神田字長サ作2216番地1 外</p> <p>2 届出の内容</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町村名 唐津市</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年1月7日から 平成16年2月6日まで</p> <p>県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）糸岐川南地区の変更計画を定め</p>	<p>たので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年1月7日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）糸岐川南地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年1月8日から平成16年2月5日まで</p> <p>3 縦覧の場所 太良町役場</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則（昭和45年佐賀県規則第37号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。</p> <p>平成16年1月7日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開催の日時及び場所 日時 平成16年1月28日（水）午後2時から午後4時まで 場所 鳥栖市宿町807番地の17 鳥栖市中央公民館</p> <p>2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画案</p> <p>(1) 鳥栖基山都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更</p> <p>(2) 鳥栖基山都市計画区域における流通業務地区に関する都市計画の決定</p> <p>(3) 鳥栖基山都市計画区域における流通業務団地に関する都市計画の決定</p> <p>3 都市計画案の概要</p> <p>(1) 鳥栖基山都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更</p> <p>ア 都市計画の変更に係る土地の区域</p>
--	--

市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域は、次に掲げる区域とする。

(ア) 鳥栖流通業務団地地区 (約70.2ヘクタール)

鳥栖市幡崎町字牛相、字前田、字平田及び字クヌイ、姫方町字姫方、字百々田、字堀田、字蓮原、字草葉、字宮の前、字牟田及び字川原田、市原町字長田及び字牟田並びに飯田町字中の坪及び字川巡

(イ) 古賀地区 (約4.3ヘクタール)

鳥栖市古賀町字宮の後及び字芳谷

(ウ) 幸津地区 (約13.8ヘクタール)

鳥栖市あさひ新町

(エ) 玉虫地区 (約14.3ヘクタール)

基山町大字宮浦字玉虫及び字車路並びに大字小倉字吉原、字菅浦坂及び字七反田

イ 将来的な人口の見込

区 分	年 次	平成12年	平成22年 (見込)
都市計画区域内人口		79,9千人	95,6千人
市街化区域内人口		68,7千人	85,9千人

(2) 鳥栖基山都市計画区域における流通業務地区に関する都市計画の決定

ア 都市計画を定める土地の区域

鳥栖市幡崎町字牛相、字前田、字平田及び字クヌイの各一部、姫方町字神水川及び字栗内並びに字百々田、字堀田、字蓮原、字草葉、字宮の前、字牟田及び字川原田の各一部並びに原町字長田及び字牟田の各一部並びに飯田町字中の坪及び字川巡の各一部

イ 面積：約67.6ヘクタール

(3) 鳥栖基山都市計画区域における流通業務団地に関する都市計画の決定

都市計画の名称及び位置等

名 称	鳥栖流通業務団地			
	位 置	面 積	流 通 業 務 施 設 の 面 積	流 通 業 務 施 設 の 面 積
名 称	鳥栖市幡崎町字牛相、字前田、字平田及び字クヌイの各一部、姫方町字神水川及び字栗内並びに字百々田、字堀田、字蓮原、字草葉、字宮の前、字牟田及び字川原田の各一部並びに飯田町字中の坪及び字川巡の各一部	約 67.6ヘクタール	約 44.7ヘクタール	約 1.2ヘクタール
位 置				
面 積				
流 通 業 務 施 設 の 面 積				
複合流通施設				
業務支援施設				
小 計				
道 路				
種 別	幅 員	延 長	備 考	
幹線道路	20m	約1,280m	2車線	
流通業務団地の交通を円滑に処理するために、幅員14～9.5mの道路を流通業務施設の機能に合わせて適宜配置する。				
公 園	街区公園を流通業務団地内に約2.4ヘクタールを適宜配置する。			
緑 地	環境保全及び防災上から流通業務団地内に約1.0ヘクタールを適宜配置する。			
下 水 道	雨水は、排水路で集水し調整池に流入させ放流量を調節のうえ河川に放流する。			
調整池	汚水は、公共下水道を整備し処理する。			
調整池	洪水調整池を3箇所配置する。			
上水道	上水道を整備し、土地利用計画に対応して給水する。			
小 計	約 21.7ヘクタール			
公共施設及び公益的施設の位置及び規模				

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	60%
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	200%
壁面の位置の制限	流通業務団地内の幹線道路及び区画道路の境界線からの壁面後退距離2 m並びに隣地境界線からの壁面後退距離1 m

4 計画図及び計画書等の縦覧場所

鳥栖基山都市計画区域における各都市計画案は、佐賀県土木部まちづくり推進課、鳥栖土木事務所、鳥栖市建設部都市計画課及び基山町都市計画課で平成16年1月28日(水)まで縦覧に供します。

5 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成16年1月21日(水)までに意見の趣旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した書面(公述申出書)を佐賀県知事に提出してください。

6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先

佐賀県土木部まちづくり推進課
佐賀市内一丁目1番59号(電話0952-25-7326)